

【お詫び・訂正】

情報 A 2015 年 1 月号 p.39 に掲載した台湾「新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法」の記事で、第 4 条第 6 款「廃棄物」及び第 9 款「成品」の説明部分が草案の説明文のままとなっており、後半部分が削除されておりました。ここにお詫びして以下のとおり該当記事を訂正いたします。

なお、JETOC 会員ホームページのトピックス掲載内容につきましても訂正しております。

☆台湾 環境保護署 新化学物質及び既有化学物質資料登録弁法を発布

<p>(6) 管制薬品管理条例で称する管制薬品。</p> <p>(7) 化粧品衛生管理条例が称する化粧品。</p> <p>(8) 食品安全衛生管理法で称する食品及び食品添加物。</p> <p>(9) タバコ害防止法で称するタバコ品。</p> <p>(10) タバコ酒管理法で称するタバコ及び酒。</p> <p>(11) 原子力エネルギー法及び電離放射線防護法で称する放射性物質</p> <p>(12) 空気汚染防御法で称するモントリオール議定書に列記された化学物質。</p> <p>(13) 環境用薬管理法で称する環境用薬。</p>	<p>属しており、国際間の化学物質登録制度を調査しても、いずれも登録の範疇には組入れられていない。</p> <p>(5)税関監督管理の化学物質は、税関監督管理の埠頭専用エリア、倉庫、コンテナヤード、保税倉庫、物流センター又は自由貿易港区等を含む特定の領域に保管されており、通関せずに中華民国の国境に進入することはなく、かつ短期間保管されてすぐに再輸出されるとの特性を有しており、国民が当該化学物質に暴露されるリスクは比較的低く、当該物質については登録を行う必要がない。</p> <p>(6)廃棄物は、その組成及び認定が既にその他の法規により管理されている。商業的用途のない副生物又は雑質は、常に製造工程又は製品の良品率を制限するが、除去又は低減することができないとともに、無理に加えても、商業的価値はないため、これも廃棄物と見なされる。</p> <p>(7)商業用途ではない副生物又は雑質は、通常、製造工程又は製品の制限により除去又は低減することができない物質であるため、当該物質については登録を行う必要がない。</p> <p>(8)混合物について、国内外の商取引で通用する化学化工製品の多くは混合物の形態で存在しており、多種の化学物質成分により異なるパーセントに基づき調製されており、混合物を全体として登録する必要はないが、その個別組成成分の化学物質はやはり登録しなければならない。</p> <p>(9)成品は、製造過程において既に特定の形状を形成しているか又は特定の設計に基づき完成している物品であり、成品を全体として登録する必要はないが、成品を組成する化学物質が正常な使用状況下において放出される場合は、人体への暴露及び環境への危害を及ぼすおそれがあるため、その化学物質はやはり登録しなければならない。</p> <p>(10)既に既有化学物質台帳に列記されており 2%規則が適用されるか又は新化学物質が適用される 2%規則に適合したポリマーについて、ポリマーは各化学物質のモノマー単位を経由して異なる配列方式及び数量に基づき組成されており、異なる組成構造方式も異なるポリマーを形成する可能性がある。ポリマーの性質を改変するために 2%未満の化学物質モノマーを所定外で加えることは、国際間では、その関連</p>
--	---